

強風災害等により被害を受けるおそれがある住宅の改修に対する支援

強風災害等により被害を受けるおそれがある住宅に居住する者が安全に生活できる住宅を確保できるよう、住宅の改修に対する支援を強化する。

屋根の耐風診断及び耐風改修に関する事業

事業内容

予算額：社会資本整備総合交付金等の内数

耐風性能が十分ではないおそれのある既存住宅・建築物の屋根の耐風性能の診断及び脱落の危険性があると判断された屋根の改修に必要な費用の一部に対する支援を行う。

- 対象区域：DID地区等で基準風速32m/s以上の区域又は地域防災計画等で地方公共団体が指定する区域
- ※DID地区等：国勢調査による人口集中地区及び区域内の住宅の密度が30戸/ha以上となる5ha以上の区域(区域内住宅戸数が300戸以上の区域に限る)



強風による屋根の被害(南房総市)

屋根の耐風診断

建築基準法の告示基準(昭和46年建設省告示第109号、令和2年改正)に適合しているか、かわらぶき技能士や瓦屋根工事技士等により診断
【補助率】地方公共団体実施：国1/2 民間実施：国と地方で2/3
【補助対象限度額】31,500円/棟

屋根の耐風改修

告示基準に適合しない屋根について、所要の耐風性能を有する屋根にふき替え
【補助率】国と地方で23%
【補助対象限度額】
24,000円に屋根面積(m²)を乗じた額(上限2,400,000円/棟)

事業主体が広報誌等により屋根の耐風性能確保について周知することで自主的な耐風改修を促進することを要件とする

長期優良住宅化リフォーム推進事業

事業内容

令和5年度当初予算：
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(279.18億円)の内数

良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、良質な住宅ストックの形成等に資するリフォームへの支援を行う。
(防災性・レジリエンス性向上改修工事への補助(補助上限額：15万円/戸)を含む)

- 【対象事業】以下の①、②を満たすリフォーム工事
- ①インスペクションを実施し、維持保全計画・履歴を作成すること
 - ②工事後に耐震性と劣化対策、省エネルギー性が確保されること

【補助率】1/3
【補助限度額】100万円/戸 等

- インスペクションの実施 ○維持保全計画・履歴の作成
- 性能向上等 ・耐震性 ・劣化対策 ・省エネルギー性
・維持管理・更新の容易性 ・バリアフリー性 ・可変性
- 子育て世帯向け改修 ○三世帯同居改修
- 防災性・レジリエンス性向上改修

